

U15 カテゴリー登録運用細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程の第3章 所属団体、第4章 競技者、第5章 登録および移籍に基づき、U15 カテゴリーにおける登録の運用に関して必要な事項を定める。

(対象チーム区分の定義)

第2条 この細則の対象となるチームは、JBA 基本規程の第3章 所属団体、第2節 加盟チームに定める、加盟種別がU15（以下、「U15 カテゴリー」という）のチームとし、チーム区分の定義は以下の通りとする。

1. 「中学校」チームとは中学校単位で構成されたチーム（中学校体育連盟加盟チーム）とする。
2. 「B ユース」チームとは Bリーグに承認されたチームとする。
3. 「クラブ」チームとは 11 歳以上 15 歳以下で構成されたチームとする。

(対象競技者)

第3条 この細則の対象となる競技者は、登録該当年度の4月1日の時点で15歳未満の者とする。

(登録の条件)

第4条 U15 カテゴリーのチームの登録に関する条件は以下の通りとする。

1. 「中学校」チームは中学校に所属していること。なお、合同チームについては中学校体育連盟の規程による。
2. 「B ユース」チームは Bリーグが定める登録基準をすべて満たしていること。
3. 「クラブ」チームは JBA が定める U18/U15 クラブチーム登録に関するレギュレーションに基づいた構成であること。
4. 「B ユース」チームおよび「クラブ」チームにおいて 12 歳以下の競技者は 1 チームの上限を 2 名までとする。

(雑則) 本細則の改廃は、アンダーカテゴリー部会を経て部会長が行う。

(附則) この細則は、2019年3月6日より施行する。

2023年7月1日一部改定

U15 カテゴリー移籍運用細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程の第3章 所属団体、第4章 競技者、第5章 登録および移籍に基づき、U15 カテゴリーにおける移籍の運用に関して必要な事項を定める。

(対象チーム・対象競技者)

第2条 この細則の対象となるチームおよび競技者は、U15 カテゴリー登録運用細則第2条および第3条に定めるチームおよび競技者とする。

(移籍の定義)

第3条 U15 カテゴリーにおいては、これまで登録していたチームとは異なるチームに登録することを移籍とする。

1. U15 カテゴリーのチームに登録している競技者が異なる U15 カテゴリーのチームに移籍する場合、ならびに U12 カテゴリーのチームに登録している競技者が U15 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則を適用する。
2. U15 カテゴリーのチームに登録している、登録年度の4月1日時点で10歳以上12歳未満の競技者が U12 カテゴリーのチームに移籍する場合は、U12 カテゴリー移籍運用細則を適用する。

(移籍の回数)

第4条 U15 カテゴリーにおける移籍の回数は、当該年度内、原則1回までとする。

(移籍の承認)

第5条 U15 カテゴリーにおける移籍の承認は、次の通りとする。

1. 移籍の承認は移籍元チーム及び移籍先チームの所属する都道府県協会が行う。
但し、移籍承認者が U15 カテゴリーのチームの関係者または競技者の関係者である場合は、都道府県協会が別途移籍の承認を行う者を定めること。

(移籍の申請)

第6条 移籍の申請は、次の通りとする。

1. 移籍を申請する者は「U15 カテゴリー移籍申請書」に必要事項を記入し、TeamJBA（会員登録管理システム）を通じて移籍申請を行う。
2. 都道府県協会は、移籍の申請を受理してから原則14日以内に移籍の可否を行う。

(雑則) 本細則の改廃は、アンダーカテゴリー部会を経て部会長が行う。

(附則) この細則は、2019年3月6日より施行する。
2023年7月1日一部改定